

第2部 基本構想

HASHIKAMI 21-PLAN



2

第2部 第1章

HASHIKAMI 21-PLAN

階上町の将来像

第1節 町の将来像

第2節 人口フレーム

第3節 土地利用構想



1. 基本構想の理念

まちづくりには、町民一人ひとりが、自ら考え、自ら創り、自ら行う、という主体者意識と、町民と町とが共に地域を支え合い、そして共に地域サービスを支え合う「協働」のまちを築き上げていく必要があります。

本町のまちづくりにあたっては、

“ ゆめ みらい
心ときめく ふるさとづくり ”

を基本理念に、未来を担う子ども達が夢と希望と自信を持って成長できる地域社会の実現のため、“住んでいて良かった、これからも住み続けたいと実感できるまち”の実現を目指します。

2. 将来像

本町が目指す将来像を次のように掲げ、この実現に向けて積極的な施策展開を図ります。

“ 心豊かな生活と安心な暮らしを
みんなでつくる ”

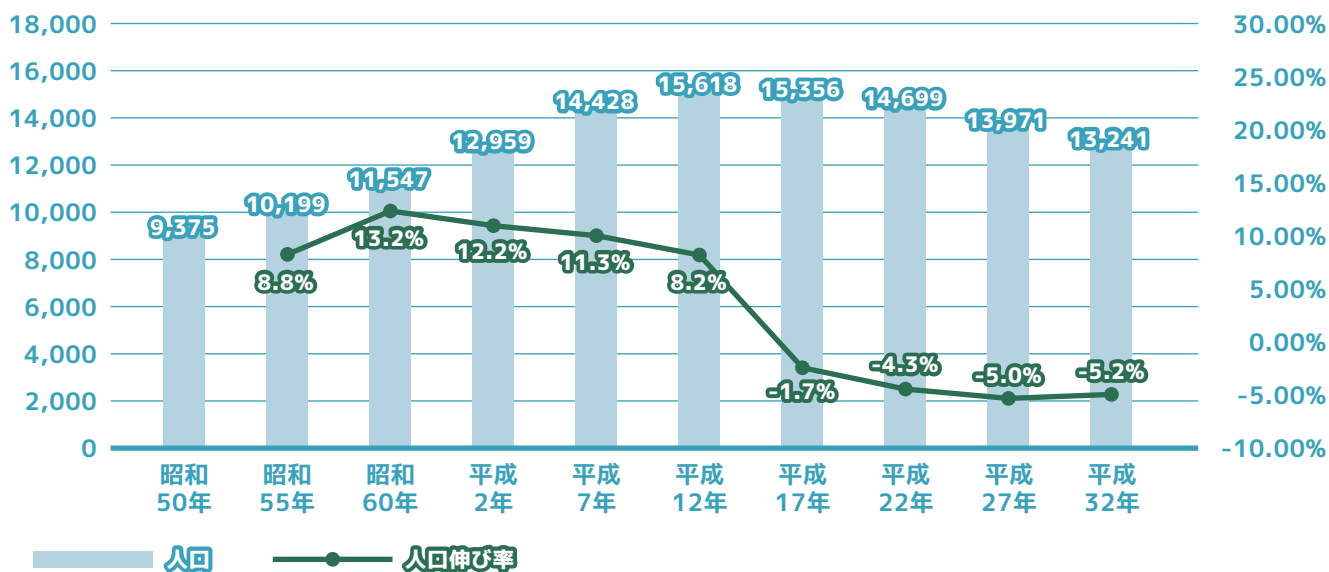
はしかみ 21 プラン

第2節 人口フレーム

国勢調査における本町の人口は、平成7年の14,428人から平成12年には15,618人へと、着実に増加し続けてきましたが、平成22年の国勢調査では14,699人と平成17年の国勢調査から657人、約4.3%の減少となりました。今後も少子化の影響や都市部への転出の増加などにより人口は減少していくものと考えられ、平成32年には13,241人になるものと予測されます。

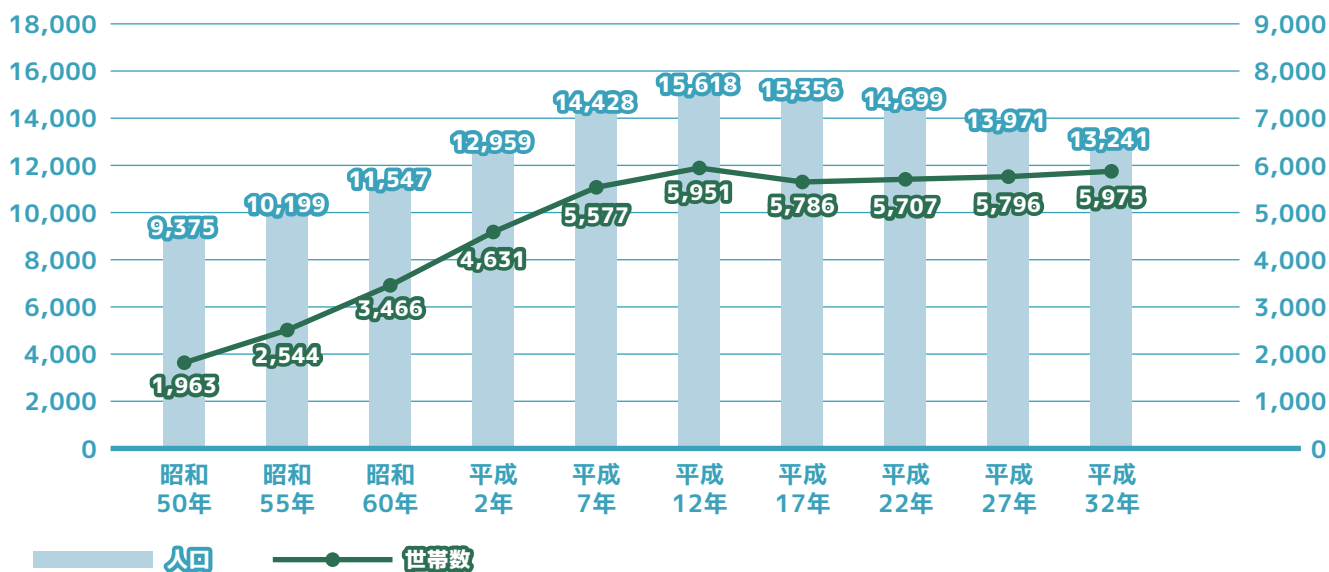
国勢調査による将来人口予測

資料：国立社会保障・人口問題研究所



国勢調査による将来世帯予測

資料：国立社会保障・人口問題研究所



1. 土地利用の概念

土地は限られた資源であるとともに、町民が生活を送る上で、生活や産業活動の全てにわたる共通の基盤であり、その利用のあり方は町の発展や町民生活の向上と深い関わりを持っています。

本町は、おおむね南北に台形の形状をなしており、東は太平洋に面し、約5.5kmの海岸線と、南に標高739.6mの階上岳(臥牛山)を有し、山岳部・平野部・海岸部という三つの地勢の立地条件の下に発展してきました。このため町域の広がりや土地条件、優良農用地の分布等から見て、広面積・広範囲にわたる都市的土地利用への急速な転換は見込みにくいことから、土地需要の量的な調整は、歴史的風土、地理的条件、自然環境などの地域特性を活かしながら、土地の有効利用という点に主眼を置いた対応を図っていく必要があります。

しかし、一方では基盤整備の不足や様々な土地利用の混雑も見られ、快適な暮らしや円滑な生産活動が少なからず妨げられている状況も見られます。

このため、公共福祉の優先という原則の下に、町の将来像に向けた土地利用の基本的な方向性を示し、今後の総合的かつ計画的な土地利用を誘導するものとします。

2. 土地利用の基本方向

① 自然環境への配慮

三陸復興国立公園に指定された階上岳・階上海岸等の豊かな自然と美しい景観は、本町の貴重な財産であり、個性でもあります。本町の風土に培われた歴史的・文化的遺産を後世に継承するとともに、森林や生産農地、漁場などの自然環境の保全と活用を図り、快適な生活を支える町土の環境形成に努めます。

また、公園緑地や水辺空間の活用などにより、潤いのある町の環境整備に努め、美しくゆとりのある土地利用を目指します。

② 都市的土地利用と自然環境の調和

住宅地や商工業用地、道路などの都市的土地利用については、自然環境との調和を図りながら、土地の高度利用や複合的な利用及び低未利用地の有効利用をより一層促進するとともに、計画的な土地の利用を図ります。

③ 自然をいかし、調和のとれた街並み整備

総合的街並み整備が、道路、上下水道など社会資本の形成や住みよいまちづくりの観点からみても急務とされることから、景観条例及び景観計画による総合的街並み整備を目指した土地利用を図ります。

④ 安全、安心性の向上

本町には土砂災害の危険地域が点在しているほか、浸水被害や地盤災害、東日本大震災等の過去において経験した地震に伴う津波への不安などから、災害に強い安全な町土づくりへの要請が高まっています。

災害や公害を未然に防止するための対策事業を推進するとともに、適正・計画的な土地利用を通じて、災害に強く公害のない安心で健康的な町土の形成に努めます。また、市街地に公園・広場・緑地などの整備によるオープンスペースを確保し、防災上の配慮を加えて、土地利用の安全性向上に努めます。

3. 利用区分別土地利用の基本方向

① 農用地

国営八戸平原総合農地開発事業の土地基盤整備により整備された農地を核として、農産物需給に対応する農業生産力の確保を基本に、より生産性の高い農業を目指して、優良農地、集团的農用地の保全、確保を図ります。また、今後、観光資源、交流の場としての農園地を視野に置いた農業の集積化を図りながら、付加価値の高い農用地の活用を図ります。

② 住宅地

民間開発業者に対し適切な指導を行うなど、良質な住宅や良好な居住環境の形成を図るよう努めます。

なお、既成市街地やその周辺の集落においては低未利用地の有効利用を促進するとともに、防災性の向上やゆとりのある快適な居住環境の拡充に努めます。

③ 工業用地

環境との調和や公害の防止、就業機会の確保、町民所得の向上などに考慮しながら、誘致・移転を含めた工場の立地動向に対して必要な用地の確保を図ります。

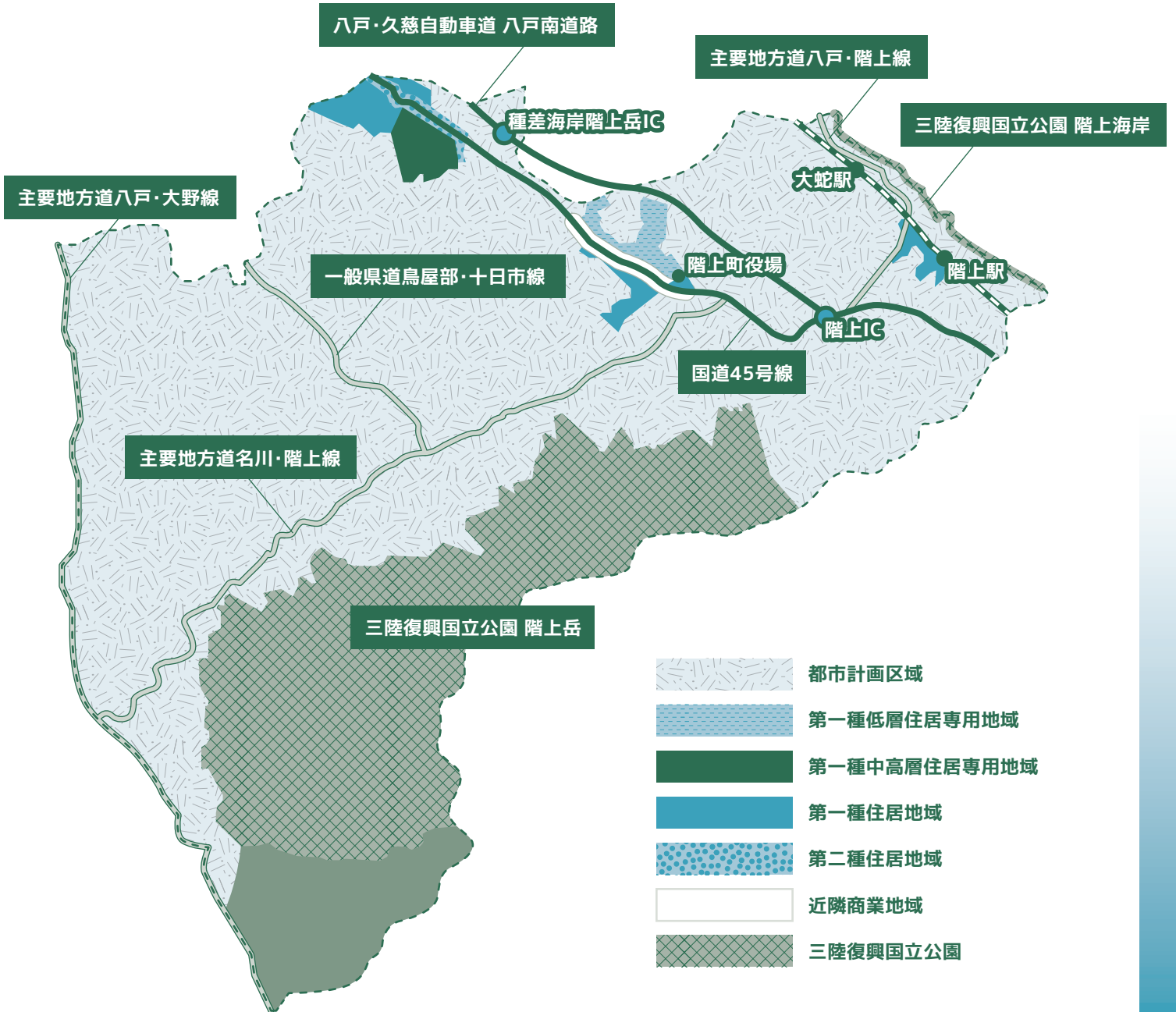
④ 商業用地

商業の活性化や良好な環境形成に配慮しながら、商業地の高度利用を図り、さらに用地の需要に対応した必要な用地確保に努めます。また、日常的な生活利便に応える商業業務機能を高めながら、周辺の土地利用との調整を図るとともに地域の景観との調和に配慮します。

⑤ その他

- 本町総面積の約58.4%を占める森林については、森林の持つ町土保全・水資源かん養・保健休養機能などを総合的に発揮させるため、その管理・整備を計画的に推進します。
- 水面・河川・水路については、町土保全や水害防止、より安定した水供給などの観点から改修整備を促進し、そのための用地を確保するとともに、河川緑地の整備を図るなど、水辺の自然と触れ合う親水活動の場として有効利用に努めます。
- 道路については、町土の有効利用や便利で快適な生活の確保と産業を振興するための重要な基盤として、必要な用地の確保と整備を図ります。
- 公用公共施設用地については、多様化する町民のニーズに対応し、安全性、利便性、快適性などに考慮し、必要な用地の確保に努めます。

土地利用方向図



2

第2部 第2章 HASHIKAMI 21-PLAN

施策の大綱

- 第1節 快適で安心してくらせるまちづくり
- 第2節 地域資源をいかした活力あふれる産業づくり
- 第3節 とともに生き支えあう福祉のまちづくり
- 第4節 未来をになう人づくり
- 第5節 協働によるまちづくり
- 第6節 町民参加によるまちづくり
- 第7節 開かれた行財政づくり

将来像

心豊かな生活と安心な暮らしをみんなで作る

はしかみ21プラン

基本目標

基本方向

施策

基本目標	基本方向	施策
1 快適で安心してくらするまちづくり	1 快適な生活を支える都市基盤の整備	① 計画的な土地利用 ② 市街地及び集落の整備
	2 都市的活動を支える道路・交通の整備	① 道路網の整備 ② 公共交通機関の整備
	3 豊かなくらしを支える生活基盤の整備	① 上下水道の整備 ② 住宅地の供給 ③ 定住の促進
	4 自然と共生する生活環境の整備	① 公園・緑地の活用 ② 自然保護対策 ③ ごみ・し尿処理対策とリサイクルの推進 ④ 環境の保全と美化
	5 くらしを守る安全と安心の確保	① 防災・減災対策の推進 ② 消防対策の推進 ③ 交通安全対策の推進 ④ 防犯対策の推進 ⑤ 消費対策の充実 ⑥ 空き家対策の推進
2 地域資源をいかした活力あふれる産業づくり	1 新しい魅力づくりによる農林水産業の振興	① 農業の振興 ② 林業の振興 ③ 水産業の振興
	2 時代に対応した商工業の振興	① 商業の振興 ② 工業の振興
	3 町の魅力を高める地域ブランドの創出	① 階上ブランドの振興
	4 地域資源を活用した観光の振興	① 観光資源の活用と振興
	5 働きやすい環境の整備	① 就労対策と雇用の安定化
3 とともに生き支えあう福祉のまちづくり	1 豊かな生活を支える健康づくりの推進	① 健康づくりの推進 ② 保健・医療体制の充実
	2 とともに支えあう福祉社会づくりの推進	① 高齢者福祉の充実 ② 児童福祉の充実 ③ 障がい者(児)福祉の充実 ④ 社会保障制度の充実 ⑤ 地域福祉の推進 ⑥ 少子化対策の推進
4 未来をになう人づくり	1 豊かな心と個性を育む教育の充実	① 義務教育の充実 ② 高等教育の充実 ③ 青少年の健全育成
	2 生きがいのある生涯学習の推進	① 生涯学習環境の整備 ② 生涯学習事業の充実
	3 地域に根ざした文化・スポーツの振興	① 芸術・文化の振興 ② 文化遺産の保全 ③ スポーツ・レクリエーション活動の振興
5 協働によるまちづくり	1 協働によるまちづくりの推進	① 協働のまちづくりの推進
	2 地区まちづくり計画の推進	① 地区まちづくり計画の推進・支援の充実
6 町民参加によるまちづくり	1 町民参加の推進	① 情報化と情報提供の推進 ② 広報・広聴の充実 ③ 地域間交流の促進 ④ 国際交流の促進
	2 男女共同参画社会づくりの推進	① 女性の社会参加の促進
7 開かれた行財政づくり	1 町民に開かれた行財政の推進	① 行政運営の充実 ② 広域的な連携 ③ 健全な財政運営の推進

第1節 快適で安心してくらするまちづくり

潤いのある生活環境の中で快適に安心して暮らすことは、町民共通の願いです。

広域幹線道路をはじめとする道路網の整備促進と効率的な土地利用の誘導や公共交通の充実などにより、都市機能を高めるとともに、本町の持つ豊かな自然環境と独自の景観を保全しながら、快適性と潤いが実感できるまちづくりを進めます。

また、災害に強いライフラインの施設整備と合わせ、消防対策、防災・減災対策の推進を図るなど、安心して生活できる環境づくりに努めます。

1. 快適な生活を支える都市的基盤の整備

① 計画的な土地利用

公共福祉の優先という原則の下に、地域の社会的、経済的、文化的及び自然的諸特性に配慮して、歴史的文化遺産や優れた自然の保護・保全を図りながら、健康で文化的な生活環境の形成と町土の均衡ある発展のため、町民生活と経済活動の基盤である町土の総合的かつ計画的な利用を推進します。

② 市街地及び集落の整備

「生活環境領域の拡大への対処」「均衡ある地域づくり」を主要な柱として、本町の特性ともいえる農耕地、集落地、河川緑地、海浜地域、山林地帯の保全・整備に配慮しつつ、将来を見通した土地利用と居住環境の整備などを進め、市街地及び集落の整備推進による生産活動と暮らしの調和のとれた個性ある町政の形成を図ります。

また、道路整備と連動した住宅地整備により、混在する中心街地環境の改善と健全で機能性を備えた中心街地形成を推進します。

2. 都市的活動を支える道路・交通の整備

① 道路網の整備

生活道路や町内幹線道路をはじめとし、国道45号や八戸・久慈自動車道などそれぞれの役割分担を明確にした整備を進め、適正な土地利用を促進する本町の特性に見合った体系的な道路環境を整備していきます。

また、主要幹線道路については拡幅改良や歩道の整備など、安全で安心な道路環境づくりに努めます。さらに、これまで整備を進めてきた私道等については、行政区との協働により維持に努めます。

② 公共交通機関の整備

少子高齢化の進行に対応し、町内の学校施設や福祉・文化・交流施設、医療機関、駅などをつなぐ町民の交通手段であるコミュニティバスについて、利便性の高い運行体系の確保に努めます。

また、民営バス及びJR八戸線の階上駅、大蛇駅における鉄道について、その利用促進を図り、公共交通を確保するため、コミュニティバスを含めた総合的な公共交通の施策の展開に努めます。

3. 豊かなくらしを支える生活基盤の整備

① 上下水道の整備

水の安定的な供給を図るため、八戸圏域水道企業団との連携を保ちながら、未給水地域の解消や老朽管の更新等の施設整備により、上水道の普及促進に努めます。

また、快適な生活環境の確保と河川・海洋汚濁の防止を図るため、下水道への加入促進及び合併処理浄化槽への変換促進に努めます。さらに、下水道事業については計画的に整備を推進するとともに、下水道経営の健全化に努めます。

② 住宅地の供給

民間による住宅地造成と併せて、景観計画や住民参加による基本計画の観点から、適切な開発指導などにより、良好な宅地の提供に努めます。

③ 定住の促進

移住や定住を希望する人への情報発信等を行い、人口の維持・増加に努めるとともに、地域の活性化を図りながら、にぎわいのあるまちづくりに努めます。



4. 自然と共生する生活環境の整備

① 公園・緑地の活用

生活水準の向上や余暇時間の増大、高齢化社会の進行などに伴い、身近で自然に触れ合える公園・緑地の利用に対する要望が高まっています。潤いのある生活環境を確保するとともに、防災の面からも階上岳や階上海岸など公園・緑地の有効な活用を促進します。

② 自然保護対策

本町にある豊かな自然を守り後世に残すことは、私たちに課せられた重要な課題です。また自然保護は、環境災害や自然災害から町民を守るためにも必要な施策です。

大切な自然を継続的に監視し、保護しながら、自然環境と共生したまちづくりを進めます。

③ ごみ・し尿処理対策とリサイクルの推進

これまで取り組んできたごみ減量化対策や資源化、リサイクル対策により町民のごみに対する意識は高揚していますが、ごみの排出・収集量は増加から横ばいの傾向にあります。美しく快適な環境を守るため、更なる家庭ごみ減量化の推進、分別収集の徹底と有効活用によるごみの減量化と資源再利用を推進します。

また、ダイオキシン規制への対応が必要となるごみ焼却施設については、広域行政の中で対応します。

し尿対策については、下水道への加入促進と合併処理浄化槽への変換促進に努めます。

④ 環境の保全と美化

土壌、大気、水質の三大汚染や悪臭・振動・騒音による公害を防止するため、環境の保全に努めるとともに、その必要性を町民に訴え、環境意識の高揚と地域ぐるみの環境美化運動の推進を図ります。

特に、水質汚濁の原因となる家庭雑排水などの処理対策として、し尿処理対策と合わせて、下水道への加入促進と合併処理浄化槽への変換促進に努めます。また、階上町環境保全率先行動計画の推進や公用車買い換え時における低公害車への転換、一般家庭への太陽光発電システムの普及促進や防犯灯のLED化などにより、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出の抑制に努めます。

さらに、温室効果ガスの排出の抑制等に対する事業者や町民の活動の促進を図るため、ホームページや広報紙などを通じて、温暖化対策に関する情報の提供と啓発に努めます。

5. くらしを守る安全と安心の確保

① 防災・減災対策の推進

町民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、町に関わる全ての者が相互に連携、協力し合い、地域ぐるみの防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちづくりの実現に努めます。

② 消防対策の推進

常備・非常備消防を含めた消防力の充実強化を図るとともに、関係機関や地域との連携により町民一人ひとりへの防火思想の普及啓発に努め、協働の取り組みにより火災のないまちづくりを推進します。

③ 交通安全対策の推進

安全なまちづくりを推進するため、各地域や関係機関との連携を図りながら、交通安全教育の推進と交通安全意識の高揚を図ります。また、交通災害から子どもや高齢者、障がい者などの交通弱者を守るため、交通安全施設の計画的な整備を推進します。

④ 防犯対策の推進

犯罪のない安心して住めるまちづくりを推進するため、関係機関と連携を図りながら、地域ぐるみでの防犯活動の推進と防犯思想の普及、啓発に努めます。

⑤ 消費対策の充実

悪質な商行為などから消費者を守るために、相談体制の整備に努めるとともに、賢い消費者づくりのため、正しい消費知識の普及、情報の提供などによる消費者意識の向上を図ります。

⑥ 空き家対策の推進

町民の安全で安心な生活を確保するため、空き家の把握に努め、所有者の管理責任の明確化を図ります。また、空き家の有効活用を通して移住・定住の促進に努めます。

長引く景気低迷の中で、農業をはじめとする全ての産業分野において、時代の変化に対応した活力あふれる産業づくりが求められています。

町民の活力に大きな影響を及ぼす産業経済活動の活性化を図るため、地域産業の育成、支援と計画的な基盤整備を進めます。また、産業関連団体との連携を強め、相互の役割を理解した上で、新たな地域資源の発掘や地域特産品の開発など、地域一体となった活力あふれるまちづくりを目指します。

1. 新しい魅力づくりによる農林水産業の振興

① 農業の振興

本町の農業を活性化させるため、耕作放棄地の解消と抑止、高付加価値化と販売の戦略化、農業経営基盤の強化や農業生産基盤の整備などに努めます。さらに、観光と地産地消を目的とした体験型観光農業の推進と、高い生産力と安定した農業経営を実現するため、中核農家や農業後継者など担い手の育成を図ります。

② 林業の振興

町土保全、治山・治水、自然景観の保護の観点から林業の果たす役割を見直し、林道の整備、造林保育、間伐事業の推進を図るとともに、林業の振興と経営安定に努めます。

③ 水産業の振興

「採る漁業からつくり育てる漁業」への転換を進め、漁場の改良造成、増養殖事業等の実施を積極的に推進するとともに、経営の安定と漁業団体の育成強化に努めます。また、海洋汚染防止による漁業環境の保全に努めます。

2. 時代に対応した商工業の振興

① 商業の振興

商業の活性化を図るため、消費者のニーズに的確に対応した魅力ある商圈づくりに努めます。

また、融資制度の充実などによる後継者の育成・支援と経営の合理化・協業化など経営技術の向上を促進し、地域づくりと一体となった商業の振興に努めます。

② 工業の振興

各種融資制度の充実などによる地場産業や中小企業の経営の安定化に努めます。

また、環境との調和、町土景観の保全、更には就労の場の確保の観点から、企業立地の集積化と新規企業の立地促進に努めます。

3. 町の魅力を高める地域ブランドの創出

① 階上ブランドの振興

本町の基幹産業である第1次産業から生産される農林水産物を中心に、付加価値が高く、市場性のある地場産品、特産品を開発するなど、1.5次産業から6次産業への振興を図るとともに、地域資源を生かし、町の魅力と価値、イメージアップ向上を図るため、階上ブランドの確立と流通体制の強化に努めます。

また、地域特産品PRのため、報道機関、インターネット等を活用し、積極的な町内外への情報発信に努めるとともに、都市圏や広域圏への販売ルートの確立に努めます。



4. 地域資源を活用した観光の振興

① 観光資源の活用と振興

三陸復興国立公園に指定された階上岳・階上海岸を軸とした観光基盤の整備を推進し、伝統行事、史跡、イベントなどの観光資源を有機的に結び付け、地域特性に合わせた観光ネットワーク確立と食・歴史・文化など、地域のふれあいを重視した体験型観光の推進に努めます。

また、「道の駅はしかみ」、「フォレストピア階上」、「わっせ交流センター」を基点とし、観光、物産及び地域の様々な情報を発信し、本町を訪れる人たちとの交流を促進して、地域産業の活性化を図ります。



5. 働きやすい環境の整備

① 就労対策と雇用の安定化

新規卒者やU J I ターン希望者に対して、魅力ある雇用機会を確保するため、関係機関との連携による求人求職情報の収集、提供に努めます。

また、障がい者や高齢者の雇用促進と女性の雇用環境の向上に努めます。

さらに、事業所や関係機関と連携し、勤労者が安全で快適に働ける職場環境づくりに努め、勤労者のための融資制度の充実や施設利用の整備など、福利厚生の上昇に努めます。

共働き世帯の増加、少子高齢化などが進む中、町民が健康で互いに助け合い、誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりが大きな課題となっています。

健康や福祉活動において複雑、多様化する様々な町民ニーズへの適切な対応を図り、保健、医療、福祉のスムーズな連携による各種サービスの提供などに努め、全ての町民が健康で生きがいのある生活を送るために、共に支え合う地域社会の構築を目指します。

1. 豊かな生活を支える健康づくりの推進

① 健康づくりの推進

健康づくりには、町民一人ひとりの自覚と意識改革が必要です。健康教育による啓発活動を積極的に展開するとともに、医療機関、福祉、スポーツなど様々な機関・分野との連携を図り、健康づくりの推進に努めます。

② 保健・医療体制の充実

各種健康診査の定期的実施や救急医療体制の整備、医療機関・団体との連携強化などにより多様化する町民のニーズに対応できる地域医療体制の充実と地区組織活動の充実に努めます。

2. とともに支えあう福祉社会づくりの推進

① 高齢者福祉の充実

高齢者の健康保持・増進のため、健康管理体制を充実するとともに、町社会福祉協議会で運営するいきいきシルバーバンク事業等の活用により社会参加の機会を拡充し、生き生きと暮らせる環境づくりに努めます。また、介護を必要とする高齢者に対しては、介護保険制度に基づくサービスを提供するとともに、高齢者が要介護状態にならないよう総合的な介護予防事業を推進します。

② 児童福祉の充実

多様化する保育のニーズに対応した児童保育施設や体制の充実、児童の健全育成のための体制づくりや児童相談などの実施により、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり、支援体制づくりに努めます。

③ 障がい者(児)福祉の充実

「*共生社会」の実現を目指し、町民一人ひとりが、心身に障がいを持つ人々への理解を深め、共に助け合う環境づくりを進めます。特に、社会参加を支援するため、雇用環境や在宅福祉サービスの向上など、自立のための基盤整備を促進します。

※共生社会

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がい者等が、積極的に参加・貢献していくことができ、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会。

④ 社会保障制度の充実

相互扶助の精神に基づく国民健康保険制度や後期高齢者医療制度、国民年金制度、介護保険制度について、町民の理解を得るための積極的な啓発と健全な運営に努めます。

⑤ 地域福祉の推進

あいさつ運動や安否確認のための声掛け、地域見守り活動など、地域の人々が互いを思いやり、地域の絆を深め、町民が共に支え合える協働による地域福祉を推進します。

⑥ 少子化対策の推進

少子化対策の重要性について町民の認識の醸成に努め、町の少子化の現状やニーズを踏まえ、効果的な少子化対策を町民とともに検討し実践します。

第4節 未来をになう人づくり

少子高齢化や核家族化の進行、さらに携帯電話やインターネット、*スマートフォンの普及など、社会状況の急激な変化は、子ども達に大きな影響を与えています。人と人が顔を合わせ、ふれあい、心を通わせる機会が少なくなることにより、地域連帯感の希薄化や人を思いやる心の欠如などを招き、地域活動や教育の分野において、様々な問題を引き起こしています。

今後は、学校、家庭、地域が連携を強化し、地域全体で子どもを育て、心が通い合う魅力ある地域づくりにつながるよう、町民の自主的な活動や交流活動の積極的な支援に努め、生き生きとした活力あるまちづくりを目指します。

また、子どもから高齢者まで全ての町民が豊かな心と生きがいを育むことができるよう、生涯学習の機会の充実と生涯学習のネットワークの形成に努めます。

*スマートフォン

スケジュール管理が行えるPIM機能や電子メール、Webブラウザ、データ通信機能などを内蔵したデジタル携帯電話の総称。

1. 豊かな心と個性を育む教育の充実

① 義務教育の充実

社会の変化に主体的に対応し、自らの力で未来を切り開くことのできる心身ともに健全な児童生徒の育成と一人ひとりの学力の向上を目指し、情報化などの社会情勢の変化に対応した教育環境づくりと能力・適正に応じた指導と学習習慣の育成に努めます。

また、学校施設の経年に伴う老朽化に対応するため、計画的に改修を進めるとともに、教職員の資質の向上と障がいを持つ子ども達の教育環境の充実を図ります。

② 高等教育の充実

高等教育等については、進学率向上を図るとともに、奨学金制度の運用などによる就学機会の拡充に努めます。

③ 青少年の健全育成

学校、家庭、地域の教育力の充実と連携強化を図り、地域全体で健全な青少年を育成するための明るい社会環境づくりに努めます。

また、地域リーダーの育成など、活発な青少年活動の推進に努めます。

2. 生きがいのある生涯学習の推進

① 生涯学習環境の整備

町民の自主的な学習活動と学習意欲を支援するため、学習環境の整備と機会の拡充に努めます。

また、広報紙やホームページの活用、情報誌の発行などにより、町民がいつでも生涯学習に関する情報を得られるよう、生涯学習情報の広域的なネットワークの形成に努めます。

② 生涯学習事業の充実

生活様式と価値観の多様化により、多種多様な生涯学習が求められています。また、町民ニーズに応えるため、様々な分野での学習機会の提供と学習内容の充実を図るとともに、町民の自主的な学習活動や組織づくりの支援に努めます。

3. 地域に根ざした文化・スポーツの振興

① 芸術・文化の振興

町民が高度な芸術、文化に触れることのできる環境づくりと、様々な文化・芸術活動に参加しやすい体制づくりを進めます。

また、地域に根ざした文化活動を支援し、文化の高いまちづくりを目指します。

② 文化遺産の保全

本町にある貴重な史跡や文化財などの保護、継承に努めるとともに、地域の個性化を推進する重要な資源として、その保全活動と活用に努めます。

③ スポーツ・レクリエーション活動の振興

健康への関心の高まりや余暇時間の増大による町民のスポーツ・レクリエーション活動への要求に応えるため、年齢、体力に応じたスポーツ事業の推進を図ります。

また、指導者の養成と活用の促進や自主的な活動団体の育成などに努め、健康で明るい地域づくりを進めます。

本格的な地方分権社会に突入し、町には国や県から権限が移譲され、多くの自己決定や自己責任が問われることとなりました。また、今まで以上に総合的な政策立案能力、効率的で効果的な行財政運営と広域的な自治体間の連携がますます重要となってきています。

このような状況においても、まちづくりの主役は常に町民であり、町民一人ひとりが自らのまちづくりに主体性をもって参加することが重要となります。また、行政は多様化する町民のニーズに柔軟に対応できる体制を整え、町の自治基本条例である「階上町協働のまちづくり条例」に示されるとおり、町民と町(行政)がパートナーシップを組み、今後の町民の意向を反映し、かつ効率的な行財政運営を町民と町(行政)とが手を携えて地域を構築していく必要があります。

町では、今後も町民と共にまちづくりに対する意識を一つにし、その目標へ向かって互いに手を取り合い行動することができるよう、協働のまちづくりを更に推進していきます。

1. 協働によるまちづくりの推進

① 協働のまちづくりの推進

個性豊かで夢のある暮らしやすいまちづくりのためには、町民一人ひとりが地域を考え、地域のために行動することが重要です。

本町ではこれまでも、町民と共に協働のまちづくりを推進してきましたが、更なるステップアップを目指し、町民の自主的な取り組みやまちづくりへの参加意識の向上を図るよう、より一層、協働のまちづくりの推進に努めます。



2. 地区まちづくり計画の推進

① 地区まちづくり計画の推進・支援の充実

本町には19の行政区があり、おおよそ小学校区を単位とするそれぞれの地域において、子ども会や世代間交流など、地区の特性を生かしたコミュニティ活動が行われており、平成18年度から平成19年度にかけて、全ての行政区において「地区まちづくり計画」が策定され、平成25年3月には後期計画も策定されました。地区の将来像を目指して各地区の町民により策定された「地区まちづくり計画」は、その町民の意思とビジョンが町政においても制度的に尊重され、町政の基礎をなす計画として位置付けられることとなります。そのため、町民の自主的な取り組みや、まちづくりへの参加意識の向上を目指し、可能な限りその実現に向けて、支援の充実を図るとともに、「地区まちづくり計画」の事業等を町の他計画に反映させる仕組みづくりや、進捗状況の確認・評価、発表などが行える体制の整備に努めます。

※ビジョン
将来の構想。展望。



町民がまちづくりに積極的に参加し、町政に対し意見や要望又は提案を行うことがとても重要となっています。そのためには、町民が町政を正しく理解できるよう、行政は町民に情報を提供する必要があります。

今後は、町民に的確な情報を提供し、町政に対する理解を得るために、積極的な広報活動に努めるとともに、町民の意見、要望などをまちづくりに反映させるために広聴活動の充実に努めます。

また、町民や団体、行政等がそれぞれの役割を認識し、地域間で交流を図り、地域が活性化するように、自主的なコミュニティ活動の推進に努めます。

1. 町民参加の推進

① 情報化と情報提供の推進

急速に進歩、普及する情報通信技術（ICT）による高度情報化社会に対応するため、国や県、他市町村との連携を深め、町民への情報提供や町民意識の啓発に努めます。

また、町民に身近な行政サービスの利便性を向上させるため、行政事務の効率化や高度化を図りながら、窓口サービスや各種情報サービスの向上に努めるとともに、町民の自発的な活動の促進や協働のまちづくりの推進のため、情報の収集や提供に積極的に取り組み、町民と行政の情報共有化に努めます。

② 広報・広聴の充実

町民と行政のコミュニケーションの活発化を図り、町民の行政に対する関心を高めるため、インターネットを活用するなどして、必要な行政情報などを提供する広報活動の積極的な展開に努めます。

また、多様化する町民のニーズを把握するための広聴活動を充実し、町民の声が行政施策に反映できる広報・広聴体制の活用を推進します。

③ 地域間交流の促進

地域住民による自主的なコミュニティ活動を推進するため、組織の育成、リーダーの養成、さらに必要な情報の収集と提供などに努めるとともに、それぞれの地域の特性を生かし、地域と地域の連携強化に努め、町内地域団体等と他市町村における地域団体等との間での共同・連携による交流事業を支援します。

また、交通の利便性を生かし、より広域的な地域間の連携と交流を支援し、地域の活性化の推進に努めます。

④ 国際交流の促進

国際化社会に対応し、町民の国際化への意識を高めるため、各分野を通じた交流を支援します。また、留学生との交流、ホームステイの受け入れなど、心と心による交流を積極的に支援するとともに、その体制づくりに努めます。

また、町民の自主的、主体的な参加を基本として、語学教室や外国籍住民との交流などを通して、町民の国際感覚を醸成し、意識の国際化を図るとともに、各分野での国際交流事業を推進します。

2. 男女共同参画社会づくりの推進

① 女性の社会参加の促進

社会情勢や女性のライフスタイルの変化などにより、女性の社会進出が進み、それに伴い地域社会や就業の場における女性の果たす役割も大きくなっています。これまで女性が担ってきた育児や介護などを支援するとともに、男女平等教育の推進、女性の政策決定の場への参画の推進など、女性の社会参加を促進し、あらゆる分野で協力し合えるよう男女共同参画社会の形成を推進します。



行政の基本は、町民に対して、よりよいサービスを経営的な視点を持ちながら効率的に提供できるようにすることであり、そのためには、サービスの受益者である町民の視点に立った財政運営を行うことが重要です。また、本格化する地方分権社会の中において、町民ニーズに的確に対応するためには、「基礎自治体」として自主性と責任ある行政運営を行うことも重要となってきます。

今後は、自主財源の確保や効率的・効果的な事業の選択、地方債借入残高や経常経費の抑制など、弾力的な財政運営を確保し、財政状況に応じた健全な行政運営に努めるとともに、町民と行政との共通認識の観点から、分かりやすい財政状況の公表に努めます。

また、多様化・高度化する行政事務に的確に対処できるよう職員の資質向上を図るとともに、行財政、産業、文化など、あらゆる分野において広域的な連携の強化を図りながら、自主性と責任ある自治体経営の実現に努めます。

1. 町民に開かれた行財政の推進

① 行政運営の充実

社会経済情勢の変化や行政ニーズの多様化への対応と町民に開かれた行政の展開を進めるため、常に行財政改革に取り組むとともに、職員の意識改革と資質の向上、行政の情報化、町民参加の促進などを進め、きめ細かい町民サービスの展開と効率的な行政運営に努めます。

② 広域的な連携

グローバル化、高度情報化、環境問題、地方分権の進展に対応するとともに、町の魅力と定住をさらに高めるために、周辺市町村との一体的な連携が重要となります。そのために、広域市町村圏計画の推進や定住自立圏構想による事業の推進などを通じて、広域的な連携を強化するとともに、定住促進に向けた広域行政を推進します。

③ 健全な財政運営の推進

地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法が平成19年6月に公布されました。この法律により全ての地方公共団体において、平成19年度決算から、財政の健全性に関する各指標（健全化判断比率「実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率」及び資金不足比率）を算定し、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するとともに、公表することとされています。

また、従来の会計制度では、自治体の総合的な財務状況が把握しづらく、予算審議など内部管理への利用が困難、住民にとって分かりにくいという課題解決のため、国では、地方公会計の整備（財務書類の作成・公表）を促進しています。

平成27年1月には、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一した基準が示されており、平成27年度から平成29年度までの3年間で全ての地方公共団体において、この統一した基準による財務書類を作成するよう求められています。この他、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、厳しい財政状況が続く中で、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するため、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう求められています。

本町では引き続き、町税はもちろんのこと、それ以外の自主財源の確保に努め、経常経費の抑制や事務事業の見直し、公共施設の総合的・効率的な管理、効果的な事業の選択による効率的な財源の運用など、健全な財政運営を行うとともに、町民への分かりやすい財政状況の公表に努めます。

